

第三次一括法の成立について

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第三次一括法）」が成立した。

義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲を盛り込んだ第三次一括法が成立したことは、真の分権型社会の構築に向けた取り組みが、また一歩進んだものとして評価する。

今後においても、日々住民と直に接して行政を担っている基礎自治体の意見を十分に踏まえ、さらなる義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲及び地方税財源の充実等、真の分権型社会の構築に向けた改革をさらに推進されることを強く期待するものである。

平成 25 年 6 月 7 日

全 国 市 長 会

会 長 森 民 夫